

認定こども園における2号認定こどもの利用調整について

子ども・子育て支援新制度においては、当分の間、保育を必要とする子ども（2号認定子ども・3号認定子ども）のすべての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行うとされている。これにより、認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者との間の契約が取り交わされ、私立保育所は市町村と利用者との間の契約とし、利用者負担の徴収は市町村が行うこととなる。

一方、現行制度においては、認可保育所入所までの流れと認定こども園入園までの流れに、進めていく上での手順や時期の差異等があることから、認定こども園を希望する2号認定こどもの利用調整について、どのように行っていくのかが課題として上げられていたところである。

このような中、平成26年8月27日付の内閣府事務連絡「子ども・子育て支援新制度における利用調整等について」において、以下に記載するとおり、従来から想定されている標準的な利用調整方法に加え、一定の要件を満たす場合は、現行制度における認定こども園等の入園・入所までの流れに沿った利用調整の方法が示された。

◇利用調整のパターン

パターン1：すべての施設・事業類型を通じて利用調整を行う方法

（従来から想定されている標準的な調整方法）

パターン2：直接契約である認定こども園及び地域型保育事業で、それぞれ第1希望の保護者の中から利用調整を行い、保育の必要度の高い順に決定する方法

◇パターン2の方法によることができ市町村について

(1) 利用状況に余裕のある市町村

(2) 待機児童が0人またはそれに近い状況である市町村

(3) それ以外の待機児童が多い市町村のうち、3歳以上児に係る待機児童が0人またはそれに近い状況である市町村については、3歳以上のみをパターン2の方法に委ねることも可能。

※本市は下線箇所に該当

については、認定こども園の入園希望者の混乱を避けるとともに、事業者の入園事務を円滑に進めることができるよう、認定こども園の2号認定子どもについては、現行制度の流れを汲んだ「パターン2：直接契約である認定こども園及び地域型保育事業で、それぞれ第1希望の保護者の中から利用調整を行い、保育の必要度の高い順に決定する方法」を採用したい。

なお、本件の実施にあたっては、子ども・子育て会議の了解を得る必要があるが、市内認定こども園の来年度入園説明会の開催が目前に控えている現状があり、次回の平成 26 年度第 6 回子ども・子育て会議（9 月 29 日開催予定）で議題を付したのでは、来年度入園説明会にて入園申請の流れを保護者に説明できないことが判明した。したがって、この資料を子ども・子育て会議委員へ事前配付し、特段の意見がなければ、子ども・子育て会議の了解を得たこととして取り扱いたい。

<認定こども園における 1 号及び 2 号認定申請の流れ>

